

最高責任者は私

JJ1SXA/池

一寸前になりますが、安倍総理の「最高の責任者は私です」との発言を、この部分だけ切り取って、「選挙に勝てば、憲法を自由に解釈できるのか」と批判を浴びた。

経緯は、2月12日の衆院予算委員会で、民主党の大串議員が、集団的自衛権の行使容認をめぐる質問で、同議員がしつこく法制局次長に質問を繰り返したが、ここで安倍総理が「先ほど来、法制局の答弁を求めています、最高の責任者は私です、政府答弁に私が責任を持って、その上で私たちは選挙で国民の審判を受けるんですよ、審判を受けるのは法制局長官では無いんですよ、私なんですよ」と発言。

内閣法制局長官は、内閣が任命し、待遇は特別職の職員の給与に関する法律では内閣官房副長官や副大臣、公正取引委員会委員長、宮内庁長官等と同等とされ、内閣法制局長とはせず、内閣法制局「長官」であるが、これら前記の職とは違い、任免にあたって天皇による認証が必要とされる認証官ではない。

普通の官僚だから、内閣法制局における内閣法上の主任の大臣は内閣総理大臣であり、所掌事務は、内閣法制局設置法第三条に具体的に書かれている。

「閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること」「法律案及び政令案を立案し、内閣に上申すること」「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること」「内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究を行うこと」その他となっている。

これ等を踏まえれば、安倍総理の発言は何等間違っていない、安倍政権に反対、集団的自衛権の行使に反対の政党や、メディアが創り出した「選挙に勝てば、憲法を自由に解釈できる…云々」で国民が惑わされている。

政権が変わる度に「憲法を自由に解釈されたら困る」と国民は思う、当たり前だ、しかし、安倍総理はそんなことは言っていないのだ。

集団的自衛権行使に反対の朝日新聞は、元法制局長官を引っ張り出して反対論を繰り返す、阪田雅裕元法制局長官は、現在、弁護士で新日本石油株式会社監査役だが、山本庸幸元法制局長官は現在、最高裁判所判事だ、最高裁判事が集団的自衛権について言及するのはもっての他のことでは無いか？ 靱井 NHK 会長の個人的信条発言は大きく取り上げられたが、むしろこちらの方が大問題だと思う。

法制局長官に限らず、官僚は既成の事実を死守する傾向がある、だから、以前の自分の判断を覆されることには大反対するのは当たり前だが、現在の立場を考えるべきだ、最高裁判事は、国民審査で評価されるが、形だけで、これで免官になることは無いようです、いずれにしても、一部の言葉を切り取っての報道には騙されてはいけないと思う次第です。

(4.Mar.2014 記)